

第1部

計画策定について

第1部 計画策定について**第1章 計画策定に当たって****第1節 計画策定の趣旨**

東京都高齢者保健福祉計画は、大都市東京の特性を生かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会を構築するため、東京都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

本計画（第5期計画（次ページ参照））の策定に当たっては、「団塊の世代¹」が65歳以上となり、都民のおよそ4人に1人が高齢者となる平成27年（2015年）の東京の高齢者像を念頭に、平成18年度から平成20年度までの計画（第3期計画）及び平成21年度から平成23年度までの計画（第4期計画）の施策の実施状況を踏まえ、平成24年度から平成26年度までに取り組むべき施策を明らかにしました。

平成37年（2025年）には、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者²となるため、要介護高齢者の一層の増加が見込まれています。本計画は、人口構造の変化や要介護高齢者の急増に対応するため、中長期的には平成37年を見据え、策定しています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

また、福祉保健施策を一体的・総合的に推進することが必要であることから、本計画は、保健事業を含んだ計画となっています。

本計画は、東京都保健医療計画（平成20年3月改定）、高齢者の居住安定確保プラン（平成23年10月改定）など、東京都の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに区市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合を図りつつ作成しています。

なお、本計画については、「東京都介護保険事業推進委員会」等を活用し、事業の達成状況の把握など、進行管理をしていきます。

¹ 団塊の世代

戦後間もない昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの、いわゆる第一次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代のこと。

² 後期高齢者

75歳以上の高齢者

※ 前期高齢者

65歳から74歳までの高齢者

第3節 区市町村と東京都の役割

1 区市町村の役割

介護保険の運営を初めとする多くの福祉保健施策は、サービス利用者や住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。

超高齢社会³においては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、区市町村が地域の特性と実情に応じた施策を展開していくことがこれまで以上に求められます。

2 東京都の役割

東京都は、区市町村が地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援していきます。

また、広域的な利用を前提とした施設等の整備、人材育成などの基盤づくりを、区市町村や事業者との役割分担を踏まえつつ進めていきます。

第4節 計画期間

本計画は、社会経済情勢の推移、東京の高齢者を取り巻く状況、介護サービスの利用状況及び国の施策動向を踏まえて、3年を1期とする計画として策定し、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします。

第3期（平成18年度～平成20年度）から第5期（平成24年度～平成26年度）までの計画は、「団塊の世代」が高齢者となる平成27年を見据えて策定することとなっています。第5期は、第3期及び第4期（平成21年度～平成23年度）を踏まえた、最後の3年間の計画となります。

また、中長期的には、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を見据え、計画を策定しています。

なお、平成12年度から実施された介護保険制度では、3年間を1期とする事業運営期間⁴を設定しており、本計画期間はその第5期目に該当するものです。

<計画期間>

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第1期計画	←				→										
第2期計画				←					→						
第3期計画							←			→					
第4期計画										←		→			
第5期計画													←		→

平成27年度を見据えた最後の計画

³ 超高齢社会

本計画においては、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%超の社会を指す。

⁴ 事業運営期間

第1期及び第2期は、5年間を1期とする事業運営期間が設定され、3年ごとに計画を見直すこととされていた。

第2章 第5期（平成24年度～平成26年度）における東京都高齢者保健福祉計画の枠組み

第1節 計画の理念・施策展開の視点＜詳細は第2部第2章参照＞

1 計画の理念

本計画では、高齢者を取り巻く現状と東京都のこれまでの取組を踏まえ、以下の理念を掲げます。

「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

確かな「安心」を次世代に継承

2 施策展開の視点

「計画の理念」実現に向けて、以下の四つの視点に基づき施策を展開していきます。

地域における安心な生活の確保

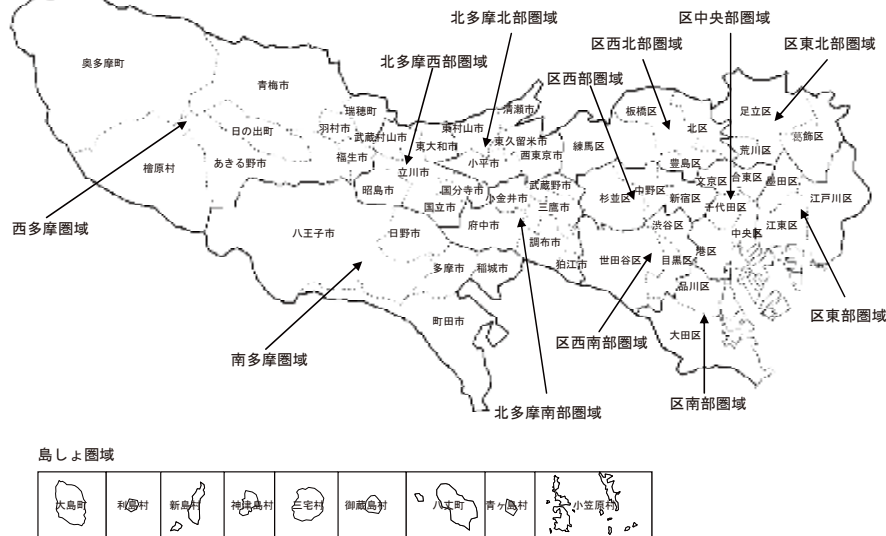
介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営

地域社会を支える人材の確保・定着・育成

多様な社会参加の促進

第2節 圏域の設定

東京都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏¹に一致させて設定しています。



圏域名	構成区市町村
区中央部	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区
区南部	品川区 大田区
区西南部	目黒区 世田谷区 渋谷区
区西部	新宿区 中野区 杉並区
区西北部	豊島区 北区 板橋区 練馬区
区東北部	荒川区 足立区 葛飾区
区東部	墨田区 江東区 江戸川区
西多摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
南多摩	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市
北多摩西部	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
北多摩南部	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
北多摩北部	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
島しょ	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

¹ 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位である。

また、医療法第30条の4第2項第9号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもある。